

摂津市議会

# 文教上下水道常任委員会記録

平成30年12月4日

摂津市議会

# 目 次

文教上下水道常任委員会

12月4日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第69号所管分の審査	2
質疑（水谷毅委員、弘豊委員、檜村一臣委員）	
議案第89号、議案第90号の審査	7
質疑（弘豊委員）	
議案第94号の審査	9
質疑（弘豊委員）	
議案第70号の審査	10
質疑（水谷毅委員）	
議案第71号の審査	12
質疑（水谷毅委員、弘豊委員、檜村一臣委員、嶋野浩一郎委員）	
議案第93号所管分の審査	16
補足説明（上下水道部長）	
質疑（水谷毅委員）	
採決	17
閉会の宣告	18

## 文教上下水道常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成30年12月4日(火) 午前 9時58分 開会  
午前11時14分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 安藤 薫 副委員長 檜村 一臣 委員 水谷 毅  
委員 弘 豊 委員 三好 俊範 委員 嶋野浩一朗

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也  
教育次長兼教育総務部長 北野人士 次世代育成部長 小林寿弘  
同部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎 こども教育課長 浅田明典  
上下水道部長 山口 猛 同部参事兼経営企画課長 末永利彦  
同部参事兼料金課長 林 彰彦 水道施設課長 樫本宏充  
下水道事業課長 江草敏浩

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局参事兼局次長 岩見賢一郎 同局書記 速水知沙

### 1. 審査案件(審査順)

議案第69号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分  
議案第89号 指定管理者指定の件(摂津市立第1児童センター)  
議案第90号 指定管理者指定の件(摂津市立児童発達支援センター)  
議案第94号 摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第70号 平成30年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)  
議案第71号 平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算(第2号)  
議案第93号 摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の  
件所管分

(午前9時58分 開会)

○安藤薫委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本会議に引き続きまして、文教上下水道常任委員会をおもちいただきまして、ありがとうございます。きょうは、きのうの本会議、当委員会に付託されました案件審査を賜りますけれども、何とぞ慎重審査の上ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○安藤薫委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、嶋野委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第69号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 おはようございます。

それでは、質問をさせていただきたいと思えます。

まず、通所支援等金負担金でございますけれども、今回、補正に加わったということで、国・府の流れもあるかと思うんですけれども、その背景と本市の取り組み

についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、保育対策総合支援事業費補助金がございますけれども、事前の説明の中で、私立の幼保園に対するある意味で業務の効率化ということでお伺いしておりますけれども、その内容についてお聞かせください。

以上です。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 まず、通所給付費についてでございます。今回、補正予算で4,920万6,000円の計上をさせていただいております。こちらのほうにつきましては、今、サービス事業としまして、児童発達支援事業であったり、保育所等訪問支援事業、また、放課後等デイサービス等を行っております。その中でも、特にここ数年放課後等デイサービスの事業の伸びが大きくなっておりまして、今回も当初予算で約3億4,000万円ほど計上のほうをさせていただいたんですが、前年度比と比べましてかなりの伸びが見込まれ、今の状況で10月までの経過、数字を見ますと、最終的には決算見込み3億8,000万円程度までいくのではないかとということで、今回、4,900万円の諸経費の増額の補正予算を上げさせていただいております。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、こども教育課にかかわりますご質問にお答えいたします。

業務効率化推進事業でございますけれども、保育士の業務負担の軽減のために民間の保育所等で保育支援システムを導入する際に、その経費の一部を補助

するものでございます。この保育支援システムでございますけれども、登校園の管理、それから延長保育料の自動計算、請求書の作成、その他指導案や保育日誌の作成、台帳機能などを備えておまして、日々の保育の効率化を図ることで、保育士の業務負担の軽減を図るものでございます。

なお、国の補助がございまして、保育対策総合支援事業費として上限100万円で、補助率が2分の1ということで、国の補助が受けられます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 先ほどの答弁とあわせまして、歳入についてですけども、補正額に対しまして国庫負担金のほうが2分の1、府負担金のほうが4分の1となっておりますので、それぞれ国庫負担金のほうで2,460万3,000円、府負担金のほうで1,230万2,000円の補正予算の計上をさせていただいております。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 通所支援等負担金のほうですけども、放課後等デイサービスとかニーズが非常に高まっているということで、内容については理解ができました。

それで、現在、各幼保園等で事前に通所が必要であるかどうかとか、そういう気づきの部分で取り組まれていると思うんですけども、今回、この費用というのは気づきという部分、あるいは療育を進めていくという部分で、どのようにこの予算が使われていくのか。

それから、現状、そういう支援に関してのニーズと受け皿が十分に整ってい

るのかについて、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

もう一点、保育対策総合支援事業費補助金でございますけども、民間の幼保園に対するシステム的な業務効率化等内容は理解できました。今後、公立のほうへはどのようにそのシステムを進めていくのか、これについてお聞かせください。

以上です。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 通所給付費につきましては、児童発達相談事業のサービスを受けた場合、その分につきましても給付費のほうは支払われることとなりますので、気づきという部分では、そこで保護者とどういふふうな療育が必要か、どういふふうなサービスを受ければその子どもにとっていいものになるか、そういうところの相談事業、そこから放課後等デイサービスのサービスを受けるであるとか、保育所等訪問支援事業を受けるであるとか、児童発達支援事業を受けるであるとか、そういうところにつなげてまいります。

それぞれの事業サービスにつきましても、今回の通所給付費の対象になっているところがございます。

ニーズと受け皿につきましては、今、放課後等デイサービスにつきましては、市内で14か所サービスの提供事業所がございます。実際のところ、市内ではほぼ定員がいっぱいになっている状況でございますけども、今、近隣の市にもお願いをしながら、この放課後等デイサービスにつきましては、通常バスでの送り迎えがございますので、そういう状況の中で、近隣市にもお願いをしながら、

今、サービスのほうを続けておるところでございます。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 こども教育課所管にかかるご質問ということで、公立園での保育支援システムの導入についてでございます。公立保育所等につきましては、現在、国の補助がないというような状況でございます。民間園での導入実績をもう少し検証させていただいて、費用対効果が見込めるということであれば、導入を検討していきたいというふうに考えております。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 通所支援等負担金のほうですけども、内容については、理解が進みました。市内で施設の量的な件については課題が残っているということで、認識をされているということでございますけども、最近、我々が想像している以上に、この支援が必要な子どもが、比率的ふえてきているのではないかなというふうに感じます。特に幼保園から小学校に上がったときの小1ギャップ、小学校に入って授業が落ちついて聞けるかどうか、この辺の部分に非常にかかわってくる問題でもありますし、長い目で見れば学力向上、その辺にもつながってくる課題であると思いますので、気づきの部分、そしてまた療育を早期に進める部分で、しっかり今回の予算も有効に使っていただきたいなというふうに思います。

要望とします。

もう一点、幼保園の保育支援システムでございますけども、まず、民間から取り組まれる、あるいは取り組まれているという流れだと思えます。待機児童の関

連になってきますけども、やはり保育士の負担軽減という意味でも、こういうシステムを導入してくことによって、過去に保育士の経験がある方による保育士の負担軽減を進められる中で、働きやすい職場という部分では非常に大事なところになってくると思います。

そういう意味で、予算のいろんな都合もあると思うんですけども、保育士の確保という大きな目から見ても、市としてもしっかりと民間の導入事例を参考にしながら導入を検討させていただいて、子どもと向き合える時間をしっかりとっていただけるようお願いしたいことを要望して終わります。

○安藤薫委員長 ほかにございませんか。

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。私のほうからも1点だけお聞きしておきたいと思えます。

今、水谷委員のほうからもご指摘がありました、今回はこども園です。新しく定員をふやすところで、補正予算書29ページに書かれています業務効率化推進事業費補助金を利用して、業務効率化、ICT機器の導入等に補助を使われるというようなことです。

歳入のほう、補正予算書14、15ページのところで、保育対策総合支援事業費補助金が設けられているわけですけども、この補助金を充てられるということです。今回はこのICT機器のことで申請があってこういう補助、交付をしていくということで、この補助金で保育士の業務効率化対策というふうな点で言いましたら、このICT機器だけではなくて、いろんなメニューがあるか

と思うんですけれども、そういった点で、大体市内の民間園とかでやられている、その中身がICT機器以外にもあるようでしたら、この際ですからお聞きしておきたいというふうに思います。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 保育対策総合支援事業費補助金についてなんですけれども、平成28年度には業務効率化推進事業を実施しておりまして、既に11園のほうで導入、保育支援システムの導入がなされています。そのほかに、委員がおっしゃられるように、メニューがさまざまございまして、今本市で活用させていただいていますのは、市の宿舍借上げ支援事業、それから小規模の保育事業所の改修支援事業、こちらについて本市のほうで実施している状況でございます。

○安藤薫委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

今回、取り組まれる分の業務効率化推進事業でICT機器の導入ということでは、一定、市内の民間園で幾つも取り組まれてきているというふうなことであります。これについては、保育所やこども園において、いろんな子どもの状況を、通園の時間帯もばらばらだったり、また、子どもたちのいろいろと出てくる問題などの中で、本当に事務の効率化のサポートという意味では、大事な事業だというふうには思うわけです。

ただ、それとあわせてやっぱり今保育士不足の問題というのは深刻になっている中で、保育士の人材確保と定着と、先ほど水谷委員も言われていたと思うんですけれども、そういったことに取り組んでいくことがすごく大事で、そうい

った意味では国のほうでも取り組まれているこの保育対策総合支援事業費補助金のメニュー、保育士確保対策みたいなことで、一定、幾つか上げられています。それぞれの法人、事業所の中で調べて使える部分は使っていくようになってきているのかと思います。このあたりのところで平成28年度から取り組まれて、平成29年度、平成30年度と続けていく中でいろいろと拡充している制度なんかがあると思うんですけれども、そのような制度が使われる動向というふうなことをもし把握されていれば聞いておきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 保育士の確保ですね、各民間園ともに苦勞されている現状ではあります。その中で、本市としましても、民間園で組織されています保育連盟にこういった確保支援策が有効になるのかということも伺いました中で、予算の関係もございしますが、また民間園とお話をしながら、できるだけ確保につながるような形で支援のほう検討してまいります。

○安藤薫委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

また、いろんな場を通じてそういったことでは情報も把握していってもらったり、また、市のほうから情報提供なんかも随時していってもらいたいというふうに求めておきます。

私も今回、ちょっと調べて、この保育対策総合支援事業費補助金の中で、どんなことができるのかを見てたんですけれども、やっぱりその中で言いましたら、保育人材の確保、保育士をしっかり

と確保・定着させていくというふうなところに力を注いでいくというふうなことが大事なんだろうなというふうに思っています。やっぱり公立園は、しっかり公的責任を果たしていくことをいつも言っていますけども、同時にやっぱり民間の園も、その中身の体制を充実させていくというふうなことは大事な課題というふうに思っています、やっぱり公立と民間との間で大分保育士等の給料の格差とかもありますので、待遇がなかなか厳しくて、そこで定着しづらいというふうなことがあるというふうに多くの方から聞いています。

実際私の姉も、保育士をしてて、20代で民間保育所に入りましたが、たまたまやっぱりここでは続けていけないというふうにも漏らしてて、結婚を機に退職したというふうな経過があります。

ただ、やっぱり保育士を続けたいというふうな思いは持ってて、子ども3人育てて一番下の子が中学に上がったころにもう一度やろうと、お隣の吹田市の公立の園へパートから出発して、また働き始めているというふうな経過が実はあります。やっぱり待遇差で働き続けられるのかどうかというふうなことがありますし、国の調べなんかでも、やはり保育士の絶対数が足りないというよりも、待遇なりその処遇が安定したら続けたいという、潜在的に保育士を希望している人たちというのは一定数いてるというふうなことははっきりしているわけで、そういった意味では、摂津市の中でも国のいろんな補助金のメニューなんかを利用すると合わせて、保育士の宿舍借り上げの点では、摂津市もやりましたよと言っていますけど、割と近隣でも

やっているところも多くなっているというふうなことを聞きますし、近くでは箕面市なんかは宿舍借り上げなんかはやっていないけれども、賃金に上乘せするような補助金、そういうメニューをつくっているというふうなこともありますので、もしできたら市独自でもいろんな支援を、鋭意検討していただけたらなというふうに思っています。

先日開所したKENTOひまわり園なんかでも、保育士の確保がもっとスムーズにできるようやったら、もっと受け入れの人数もふやせるみたいなこともおっしゃっていたというふうに思うので、そこらあたり、市としても課題になっていると思うので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかいかがですか。

檜村委員。

○檜村一臣委員 今、保育対策総合支援事業費補助金と通所給付費についてはお聞きしましたので、その下の過年度分国庫返還金の事務的なことだけお聞きしたいと思います。

恐らく、この過年度分国庫返還金については、児童手当の確定に伴う返還金だと思うんです。大体こういうふうな手当等については、最初の申請を出されるときに見込みで出して、最後に実績がそこまでいなくて、もらっていた分を返還するような流れではないかなとは思っているのですが、こういったものについて、逆に追加でもらわないといけないようなケースがあるのかどうかをお聞きしたいのと、あるとしたらどういったことが起きてそういうふうなことが生まれるのかをお聞かせいただきたいです。

それとあわせて、申請から国庫補助金を受けて返還に至るまでの流れについて、わかれば教えていただきたいので、事務的なことで申しわけないですけどお願いします。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 この過年度分の国庫返還金につきましては、委員がおっしゃられましたとおり、児童手当の国庫負担金の返還金でございます。

まず、事務的な流れとしましては、当初予算を上げまして、その後、当初申請のほうを行います。当初見込みです。予算とほぼ同額の負担金の申請を行いまして、その後、国のほうから概算交付の決定がまいります。次に年度途中で、精算交付申請ということで、再度これまでの状況、また今後の見込みを見込んだところで、最後の申請を行いまして、翌年度に実績報告のほうをしていくというふうになっておりまして、今回につきましては、最終、児童手当の支給対象者の延べ人数のほうで、当初見込みよりも減っているという形で返還金のほうが生じているという状況でございます。

もう一つ、追加のケースも逆に出てくるわけございまして、その場合につきましては、先ほど申した逆で、当初見込みよりも対象者の伸びがあったというふうな場合、そういう場合につきましては、追加交付というケースも出てくる場合もございます。

○安藤薫委員長 榎村委員。

○榎村一臣委員 ありがとうございます。

年度途中での精算交付申請、どれぐらいを見込むかにもよるとは思うんですけども、追加で申請になるというのは、

児童手当を払わないといけない人がふえるということですね。だから、そういったときのケースっていうのは、転入とかで入ってこられたり、ある程度見込んでいたよりも大きくなったというようなこととかが理由でよろしいんでしょうか。お願いします。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 特段年度途中で制度等で支給額の変更等がない限りは、今、委員がおっしゃられましたように対象者の増ですので、子どもの出産でありますとか、転入でありますとか、そういうものが影響してくるものと考えております。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時26分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第89号及び議案第90号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、指定管理者指定の件について、私のほうから1点だけ確認の意味を込めて聞いておきたいと思います。

今回、この委員会に託されているのは、摂津市立第1児童センターと摂津市立児童発達支援センターということで、どちらも非公募の形で社会福祉法人摂津

宥和会に委託していくというふうに出ていますけれども、前回、そのうちの摂津市立第1児童センターのほうは公募で受けていたと思うんですが、今回、非公募でされている、この点について理由や経緯をお知らせいただけたらと思います。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 摂津市立第1児童センターにつきまして、今回、非公募についてでございます。この公募、非公募につきましては、平成25年の3月に策定されました指定管理者制度導入に関する指針というのがございまして、その中で募集の手続の中で非公募としましては、以下のことを客観的に根拠づけられる場合に限り非公募とするという原則が文面では書いてございます。今回の摂津市立第1児童センターにつきましては、前回この指針の前のものでございましたので、公募のほうさせていただいておりましたが、今回、その中で公募により選定された指定管理者が当該指定期間中の施設運営について一定の条件を満たした場合というものがございまして、その中で、我々が毎年評価をしておるところ、また、第三者評価というところで、児童健全育成推進団体という第三者評価のほう、平成29年度にも行いまして、その中でも高い評価をいただいております。

特に高い評価としていただいておりますのが、地域とのかかわりですね。摂津市立第1児童センターのOBでありますとかOG、また地元の自治会の役員の方がボランティア活動していただいたり、また、大阪人間科学大学の学生がいろいろな事業にかかわって子どもたちに接

していただいている、そういうふうなところを評価されて、今回、そういう点からやはり今後子どもの居場所、また、健全育成については、これまでどおり社会福祉法人摂津宥和会をお願いするというのが最も適しているということで、非公募というところで選定のほうさせていただいております。

以上です。

○安藤薫委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

今、おっしゃられたみたいに、やっぱり地域に根差した摂津市立第1児童センターの役割、また子どもたちの健全な成長を見守って、そこで育った子どもたちが愛着を持っていろいろと地域の中で役割を果たしていただいているというふうなこともあったのかなというふうに思っています。

昨年、ちょうど周年記念事業があつて、私も招待を受けて参加させてもらったんですけども、そこで育った子どもが大人になってもかかわりを持って、また、ここの職員として働こうということを決意されていたようなことからしたら、本当にうれしいことだと思いました。

こういう事業をされているところが、公募であった場合には契約期間の5年等で事業者がころころ変わっていくようなことになったときには、やっぱりそれはそれで残念で、ある意味委託による弊害みたいなことが出るのかなというふうに思ったりもするわけです。

今回、こういった形で提案されてきたことについては、評価もしていきたいなというふうに思いますし、また引き続きこの事業の発展に市のほうも協力して取り組んでいただけたらなというふう

に思います。

私からは以上です。

○安藤薫委員長 ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第94号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 議案第94号摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件ですが、この文面を読んだだけではなかなか内容がわかりにくいというふうに思いますので、ちょっとこの際ですから、これまでとどう変わることになるのか、また変わらないのか、そこも含めて教えていただけたらと思います。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 今回の摂津市立児童発達支援センター条例の改正につきましては、使用料の額の特例ということでございます。

使用料につきましては、第16条のほうで定めておりました、もともと児童福祉法によっていろいろなサービスを受けたときには、利用者の負担金を徴収することとなっております。ただ、摂津市としましては、未就学児につきましては、早期発見、早期対応ということが重要ということで、条例または要綱の中でそのサービスの負担を軽減、無料とさせていただいております。

今回の保育所等訪問支援事業につきましては、創設当時なんですけれども、もともと保育所または幼稚園ということで、未就学児をターゲットとして想定を

しておりました、就学児のサービスというのは例外的で余り想定していなかったという点がございます。

それと、保育所等訪問支援事業につきましては、ほぼつくし園のみのサービス提供になるであろうというところで、使用料につきましては、全て無料とさせていただいておたんですけども、ここ数年でつくし園の中でも小学校の訪問事業を利用される方、また、民間事業所のほうでも利用される方というのが出てきておりました、そのため、今回この使用料につきましては、保育所等訪問支援事業の未就学児については無料、就学児については児童福祉法にのっとりまして、利用者負担金のほうをいただくという形の条例改正でございます。

○安藤薫委員長 弘委員。

○弘豊委員 今回対象となるのが保育所等訪問支援事業なわけですけれども、ちょっとこの際ですから、保育所等訪問支援事業を小学校に上がった子どもたちも受けられるということが、私も含めて委員もちょっとイメージが持ちにくいかなというふうに思うんで、このあたりは実態としてどういう感じの支援をやられているのかお教えいただけたらと思います。

○安藤薫委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 保育所等訪問支援事業につきましては、それぞれの事業所のほうから訪問支援員という方がそれぞれの保育所また小学校のほうに出向きまして、発達に障害のある方に対してそういう小学校であるとか、保育所の集団の中でなじめているか、集団生活がうまく送れているか、そのためにどのようなふうな支援が必要か、保護者の家

庭でのフォローというのはどういふのが必要かというものと、またそれぞれ学校でありますとか、幼稚園、保育所の先生に対しても療育のためにこういうふうなことに気をつけていただきたいとか、そういうふうな支援をしているサービスでございます。

○安藤薫委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

大事な取り組みをされていて、必要だから保育所、未就学児だけでなくて小学校に上がった児童のほうにも取り組みが広がっていつているものだとすることを改めて思いました。

そういった意味では、事業の名称が保育所等訪問支援事業ということですが、ここらあたりも名称そのものを見直すことも要るのかなと、ご説明を聞いて感じたりしました。

その点については、また今後だろうというふうに思いますが、保育所等という名称なのに、どうして就学児童も対象なのかと、わかりにくい部分があるかと思えますので、そこらあたり、ちょっとまた検討していただけたらというふうに思えます。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○安藤薫委員長 では再開いたします。

議案第70号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは質問させていただきます。

まず、1点目は、今回、1ページにもございますけども、給与に関する部分の補正がございます。詳細につきましては、11ページに記載がございますけども、他会計からの異動ということで書いてあるんですけども、その詳細についてお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一点は、今回第3条の債務負担行為の件で補正が上がっておりますけども、限度額という言葉の意味合いがちょっとわかりにくい部分がありますので、その内容とどういふ場合にそちらのほうで補正をされるのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 水谷委員からご質問がございました、予算書の11ページでございます。給与に関する補正でございますが、他会計からの異動による増と他会計への異動による減という内容で、もともと水道事業にいましたけれども、2人とも退職という形でございます。この3月で退職されたのですが、1人は正職員、1人は再任用職員です。私どもは全て水道事業出向という身分的なものでございますので、退職時に他会計に異動という形の表記がなされている内容でございます。

以上です。

○安藤薫委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 では、債務負担行為についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、限度額といひますものではなけれ

ども、これは二つの事項がございます。それぞれの事項において最大限この金額の中で納められるというような意味合いでとっていただいてよろしいかと思えます。

次に、給配水管維持管理事業・配水管整備事業のこの2点で、今回、債務負担を上げた理由ということについてご説明させていただきます。

まず、給配水管維持管理事業につきましてですけれども、これにつきましては、平日の夕方17時15分から翌日の9時までと、それから土曜日、日曜日の終日につきまして市民の方からの漏水とかの問い合わせを受けています。まずこれは、給配水の待機業者のほうでまず対応していただくというようになっております。委託期間につきましては、4月1日から翌年の3月31日までという期間になっておりますので、どうしても4月1日から委託業務を始めないといけませんので、それまでに決めなくてはならないということがありますので、債務負担行為として上げさせていただきました。

次に、配水管整備事業、別府一丁目20番地内配水管布設工事についてですけれども、工事につきましては、早期発注を考えながら工事の平準化、発注の平準化をできるだけ図りたいと考えております。これはなぜかといいますと、どうしても年度内に工事を行うことにおきまして、年度後半に工事の発注が集中するということになります。となりますと、やはり受注業者等につきましても、多くの工事をさばかなくてはならないという形にもなりますし、やはり工事を平準化することによって、比較的施工業者の

ほうが工事の少ない時期に発注することができれば、経済的なことの側面でも節減を図れるのではないかというようなことを考えておきまして、まずその中の、私どもで持っています工事の中で、一番最初にやりたいと考えている場所につきまして、事前に配水管整備事業としてこの工事1件を上げさせていただいた、このようになっております。

以上です。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 異動による給与の件については、内容は理解できました。上下水道ともに最小人数で取り組まれておると思うんですけども、1名減になったということでの業務への影響についてお聞かせいただきたいなというふうに思います。

もう一点、債務負担行為の件につきましては、2件ご説明いただきました。市の会計年度と委託業者への発注のタイミングの違いがあったりとか、閑散期に発注をして工事単価を下げるという件で内容が理解できました。

どうしてもまたがる部分が出てくるとは思うんですけども、しっかりその辺、二、三年ぐらい見通していただいて、今後も努めていただきたいなと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 水谷委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

今年度、4月から上水道事業の職員が減少しているところがございますが、平成29年度から上下水道部になりまして、企業でございますので、できるだけ人件費というのは削減させていかなく

てはいけない、それは統合のメリットであったかなというところでございます。

ただ、予算書を見ていただいたらわかりかと思えますけども、人数の内容よりもやっぱり年齢的な問題、高齢化していることが、上水道事業の中で危惧しているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ことは大きな災害がございました。そういう意味で、上下水道ともに安全・安心というのを確保するうえで、今までどおりの考え方で的人员配置ではちょっと不都合な部分もあると思います。今回の補正は補正としまして、そういう人員配置、迅速な対応含めまして、来年度に向けてしっかりまた検討いただきたいことを要望として終わります。

○安藤薫委員長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第71号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは下水道のほうにかかります内容でご質問をさせていただきます。

今回、こちらのほうも給与のほうで2名の異動ということで入っておりますけども、先ほどの答弁と同じような内容であればそう受けとめてよろしいのか、これについてお聞かせをいただきたいと思えます。

2点目の第3条の資本的収入ですけども、補正の金額が1億5,900万円

程度の、結構大きい数字になってきておるんですけども、今回の補正で行わなければならないその理由について、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 水谷委員からのご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの件でございますが、ちょうど水道事業の予算書11ページ、給与の部分でございますが、下水道事業と水道事業とちょっと色合いが違ってきます。他会計の異動というところでいいますと、一般会計から来た職員と退職者も1人、それと新規採用がいます。他会計からの異動の増としましては、一般会計からの1名と新規採用職員でございます。他会計への減の異動としましては、定期人事異動による職員1名と退職した職員1人というところでございます。当初予算よりは1人は減少しているところでございますが、表示的には上水道事業と下水道事業の違いはございません。

以上でございます。

○安藤薫委員長 江草課長。

○江草下水道事業課長 この時期に補正の必要性についてのご質問でございます。今回の補正で金額の大きいところにつきましては、三箇牧鳥飼雨水幹線の工事費の増によるものでございます。この工事を進めるに当たりまして、想定外の地下の構造物等が出てまいりまして、工法の変更等の必要が生じてまいりました。その工法の変更の費用ということと、あとこの工事につきましては工期をおくらせられないというところがございますけど、今回、この当初工事につきましては、平成31年2月15日までの

工期で進めておりましたけど、この想定外の構造物、これに対処するために、工期については約1年、平成32年3月ごろまでの工期の変更もあわせて行いたい。この変更を行うがためには予算の確保、裏づけが必要になってまいりますので、この時期に補正の要求をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 人事異動の件と、それから三箇牧鳥飼雨水幹線のほうの障害物の撤去ということで、内容は理解できました。

今後、先ほど申しあげました災害対策も含めまして、そちらのほうの対策も考慮しながら、無事故で工事を終えていただきたいことを要望して終わります。

○安藤薫委員長 ほかがございますか。

弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、私のほうからも1点、三箇牧鳥飼雨水幹線の建設工事について、お聞きしておきたいというふうに思います。

先ほど答弁の中で地下構造物の予期せぬ物が出てきて、工期と工事内容の変更が生じたということですが、当初考えていた工事の費用面でいったら、どの程度その影響が出てくるものなのか。工期でいったら、先ほど1年ほど伸びてしまうとおっしゃられていましたけれども、そこらあたりを教えてくださいたいと思います。

○安藤薫委員長 江草課長。

○江草下水道事業課長 弘委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の工事でありますけど、当初につきましては、一般的な工法を行う予定で

おりました。今回の工事場所につきまして、新幹線の下を抜けるということと、主要な府道でありますので、そこにNTTとか大阪ガス、大阪広域水道企業団の管が錯綜している場所に1.8メートルの管を推進で入れるということで、発注後、実際にいろいろ調査したところ、想定外の構造物があるということで、今回、その構造物を削りとして進むというふうな工法に変更しました。

工法につきましては、この場所についてはその工法しかないと考えております。この工事費につきましては、機械の費用及びいろいろ削りとしていくという形で、土砂についても産業廃棄物として処理する必要が出てまいりますので、あわせまして約3億円の増となるものがございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 弘委員。

○弘豊委員 実際に工事に取りかかってみてそういう当初予想し得なかったことが起きてくるというふうなことはあるのかなというふうには思うんですけども、やっぱり全体事業費も大きいですから、今回約3億円の増ということでございますけれども、全体の事業費がどれぐらいあって、それから負担の費用、国からの補助金等々、そこらあたりとの関係で、今回債務負担行為と企業債というふうなことで、年度をまたいでいくからその全体像が、これだけではわかりにくいので、今わかる範囲で教えてくださいたいと思います。また全体の分がわかったら、そういう資料を委員のほうにもいただきたいと思います。よろしく願います。

○安藤薫委員長 江草課長。

○江草下水道事業課長 弘委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

この工事につきましては、当初、5億6,635万2,000円で契約しております。第1回の変更といたしまして、平成29年度末、平成30年3月23日にそこまでの出来高の変更を行っております。現在、5億7,151万8,720円になっております。ここから約3億円の増になるということでございます。

補助金等ということのご質問でありますけど、この工事につきましては摂津市と高槻市の一定負担をいただいております。おおよそでございますけど、まず工事費の約半分、2分の1につきましては国費の対象となりまして、この国費を得る手続は進めております。ただし、最近、社会資本整備総合交付金（防災・安全）につきましても100%つかないということもありますけど、とれる手だてにつきましては、国のほうに直接要望を行うなど、できるだけ努力はしております。先ほど申しました負担ですけど、全体の工事費から国費をもらった分を差し引いた分、そのうち83.56%については高槻市のほうから負担金をいただく。残り16.44%というのは摂津市の負担、そういう形で工事を進めておるというものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 弘委員。

○弘豊委員 改めて大きな費用が出て、今回の工事費の増というのは痛いなど感じました。そんな中ですが、この雨水幹線の整備というふうなことでい

ったら、近年豪雨被害が多く発生していることから、急いで整備してほしいというふうなことなのかなと思っております。

費用面、また工事の関係、中身については、鋭意精査してもらって、また中身についての詳しい報告については、後日いただけたらなというふうに思います。

以上にしておきます。

○安藤薫委員長 ほかございますか。

檜村委員。

○檜村一臣委員 先ほど水谷委員のほうから質問のありました、11ページの職員数の異動状況のところなんですけども、真ん中に現に在職する職員の異動状況ということで、他会計からの異動による増で2人と、他会計への異動による減でマイナス2人で、下にゼロというふうな形で書いてあります。上の補正前と補正後の数字で、補正前のところに現に在職する職員数が12人で、その他1人で13人と書いていて、補正後では同じく12人とゼロで12人というふうなことで書いているんですけども、下の数字を見ると2人他会計から来て、他会計へ2人出ていったとなっていて、この13人から12人に減った意味がこの表を見ている限りではわからなかったもので、どういったことか教えていただけますでしょうか。

○安藤薫委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 檜村委員からのご質問にお答えさせていただきます。

補正前の現に在職する職員数としましては、昨年度2月2日時点の現職員でございます。正職員12名、再任用職員1名。それで、その間新年度予算までに当初予算の中では1名増と、13名の再

任用ゼロで計画していたんですけども、新規採用職員が入ってこなかったというところで、補正後としての12人でございます。

その部分でいいますと、先ほど檜村委員からおっしゃった他会計から2人来て他会計へ2人異動してということでゼロになっているんですが、再任用職員が1名退職しているというところで、そこで1人は減ってきているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 他会計からの異動による増2人で、これ先ほどの話では、一般会計から1人と新規採用職員で1人というふうに答弁されたと思ったので、となると、今の参事の答弁では、新規採用職員が入ってこなかったとおっしゃられたので、ちょっとつじつまが合わないのかなと思ひまして、お願いします。

○安藤薫委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 はっきり説明できなかったかと思ひますけども、先ほどの新規採用、今言っているのは2段目の補正前で当初予算の部分でございます。補正前で、現に在職する職員数が12人と1名再任用、その他のところでプラス1名のマイナス1名。そうすると13人のゼロ人となっております。

ですので、先ほどおっしゃっている中でいいますと、現状としては先ほど水谷委員に答弁させていただいたように、下の段に書いてあるとおりで、職員増減なし、再任用1名減でございます。そのことの差で、補正後としては12人のゼロ、1人減らした補正予算を今回組みさせていただいているというところござい

ます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 ほかよろしいですか。嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 余り私の立場でいろいろと申し上げるべきではないのかなと思っておりますけれども、あくまでも意見として少し申し上げたいと思ひます。

先ほどから水谷委員、あるいは弘委員からこの三箇牧鳥飼雨水幹線の予算の増額について、いろいろと質問もされ、ご指摘があったと思ひます。やっぱり客観的に見た場合の、今回の予算の増額が非常に大きな増額であるということは、事実としてあるんだろうと思ひます。

しかしその一方で、特に分流地域における雨水の整備を考えた場合に、非常に心もとないということがあって、やはりこの三箇牧鳥飼雨水幹線と合わせて東別府については、しっかりやっていくという上下水道部としての大きな意思があって、我々議会としてもそのことをしっかりと尊重していきながら、やってきたんだろうというように思っております。

そのことについては、しっかりとやっていただきたいなという思ひがあるんですけども、若干工期についてはおくれってしまったということについては、残念な思ひもありますが、しかし地中の状況がなかなかわからないということで、やむを得ないところもあると思っております。当然この工事を発注するまでにいろいろと試掘もされていろいろ調査もされた上でのことなんだろうと思っておりますけれども、しかし今回の三箇牧鳥飼雨水幹線は、上下水道部にとっての

大きな課題である、いわゆる技術の蓄積、伝承ということを考えれば、そういった側面からも非常に大きな工事なんだということがあったと思います。

ということは、今回の予算の増に見合っただけの技術やノウハウの蓄積をどれだけできるのかということが大変大きいんだと思っておりますので、ぜひその点についてはしっかりと蓄積をしていただいて、今後また大きな工事が待っているのです、その際にしっかりと生かしていけるような体制をつくっていただきたいということを委員会として申し上げたいと思います。

以上でございます。

○安藤薫委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第93号、所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

山口上下水道部長。

○山口上下水道部長 議案第93号、摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件のうち、第6条、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきまして、提案内容の補足説明を申し上げます。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例では、フルタイムでない職員につきましては、制度的な均衡を図る観点から、割り増し分の時間外勤務手当の支給は、週38時間45分に達するまでの間の勤務については支給しない旨を規定しており、今回の改正では、フルタイムでない職員の種類に育児短時間勤務職員を追加するものでございます。

また、配偶者同行休業の承認を受けた

職員の給与について、休業している期間は支給しない旨の規定を追加するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第93号の補足説明とさせていただきます。

○安藤薫委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 では、質問させていただきます。

上下水道部の平均年齢から考えると、30代後半ということになっていると思うんですけども、今回のこの条例改正で影響のある職員が、いらっしゃるのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○安藤薫委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 水谷委員からの質問にお答えいたします。

今回の条例改正について、上下水道部には若い職員も在籍しておりますので、今後の部分で言いますと、必ずしも女性がとらなければならない条例ではないかと思えます。男性がとることもございます。その辺を考えますと、最近でも子どもが生まれた職員もおりますので、そこから小学校に入るまでの間というのは可能性がございます。

また、今育児休業をとられている職員も1名いますので、その辺から考えましても、上下水道部としてこの条例を生かせる部分はあると考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 現状は理解できました。

こういう制度が変わるときに、その改正で職員が働きやすくなる、やりがいを持って取り組めるという面では必要だと思いますが、そういう制度を利用したいと思ったときに、上下水道部の中で相談ができる体制があるのかどうかについてお聞かせください。

○安藤薫委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 職員から言いにくいというお話でございますが、私も上下水道部として安全衛生委員会というのがございまして、メンタルヘルス面、パワーハラスメント面というところでは、なかなか本庁の人事のほうにお話しにくい内容で、言いにくいというところがございます。私は経営企画課の課長をさせていただいており、その中で、職員にはもし言いにくいことがあれば、個別に対応させていただくということで、その窓口として私のほうでやらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 今の上下水道部の皆さんの年齢構成を考えると、あるときをもってたくさん若手の職員の方を登用しないといけないということも予想されております。そういう意味で、上下水道部とは異なりますけども、保育士や教員においても、経験年数の浅い職員が多くいて頑張っておられる現状です。そういうことを見越してしっかり職員の皆さんが本当にやる気を持って働けるような、そういう環境づくりにより一層努めていただきたいことを要望して終わります。

○安藤薫委員長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第69号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第70号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第71号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第89号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第90号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第93号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第94号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前11時14分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 安藤 薫

文教上下水道常任委員 嶋野 浩一朗